

13 ストーマ装具の交換

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中
←厚生労働省老健局 振興課、老人保健課、高齢者支援課

介護保険最新情報報

今回の内容

ストーマ装具の交換について

計4枚（本紙を除く）

平成23年7月14日

厚生労働省老健局振興課、老人保健課、高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いたします。
よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL : 03-5253-1111(法令係・内線3915)
FAX : 03-3503-2740



厚生労働省医政局事課長
平成23年7月5日



各都道府県衛生主管部（局）長 殿

ストーマ装具の交換について

平成23年6月5日付けで公益社団法人日本オストミー協会より別添1をもつて照会の
あつた件について、別添2のとおり回答しております。
貴職におかれでは、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、
関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

Vol.220

医政医発0705第2号
平成23年7月5日

(写)

厚生労働省医事局医事課

平成23年6月5日

村田 善則課長様
公益社団法人 日本オストミー協会
会長 高石 道明 殿


ストーマ装具の交換について（照会）

平成17年7月26日付けの厚生労働省医政局長通知（以下「局長通知」という。）によれば、医師法第17条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を反復継続する意図をもって行うことであると解されており、ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じて個別具体的に判断する必要があるとされている。肌に接着したストーマ装具（※）の交換については、局長通知において、原則として医行為ではないと考えられる行為として明示されていないため、介護現場では「医行為」に該当するものと考えられている。しかしながら、肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具については、ストーマ及びその周辺の状態が安定している場合等、専門的な管理が必要とされない場合には、その剥離による障害等のおそれには極めて低いことから、当該ストーマ装具の交換は原則として医行為には該当しないものと考えるのが如何。

※ 上記の「ストーマ装具」には、面板にストーマ袋をはめ込んで使用するものの（いわゆるツーピースタイプ）と、ストーマ袋と面板が一体になっているものの（いわゆるワンピースタイプ）の双方を含むものである。

医政医発0705第2号
平成23年7月5日

(写)

公益社団法人日本オストミー協会
会長 高石 道明 殿

厚生労働省医政局医事課長


ストーマ装具の交換について（回答）

平成23年6月5日付けの文書をもって照会のあつた標記の件について、貴見のとおりと思料します。
なお、実施に当たっては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第三十一条の解釈について」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）の注2から注5までを踏まえ、医師又は看護職員と密接な連携を図るべきものと思料します。

(参考)

○医師法第十七条、歯科医師法第十七条及び保健師助産師看護師法第三十一条の解釈について（抄）

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、通常の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの方行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事责任・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うことともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記1に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されことが望ましく、また、その配慮がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

14 高齢者の権利擁護

<岡山県長寿社会課ホームページ掲載>

- 岡山県高齢者虐待防止ガイドライン
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-27611.html>
- 身体拘束のないケアの実現に向けて
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-41109.html>
- ケア従事者のための身体拘束ゼロハンドブック
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-79991.html>
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-12918.html>

I 高齢者虐待防止法

1 高齢者虐待防止法の成立

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。

平成17年11月1日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されています。

2 「高齢者虐待」の捉え方

(1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています(高齢者虐待防止法(以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。)第2条1項)。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ~ v の行為です。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（高齢者虐待防止法第2条）

区分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター
養介護事業	・老人居宅生活支援事業	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

(2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものということができます。

また、介護保険制度の改正によって実施される地域支援事業（包括的支援事業）のひとつとして、市町村に対し、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の45 第1項第4号）の実施が義務付けられています。

このため、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

3 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（法第20条）。

4 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

<基本的な視点>

(1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が

必要です。

(2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者虐待は児童虐待と異なり、「成人と成人」との人間関係上で発生することがほとんどです。「被害者一加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者自身の意思を尊重した対応を行うことが必要です。

(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

(4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

(5) 高齢者本人とともに養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

<留意事項>

その1 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

その2 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

その3 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

その4 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うこと避け組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客觀性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

その5 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効です。

ネットワークの運営は地域包括支援センターの業務ですが、各機関の代表者等による会議とともに、個別の事例に対応するための担当者レベルでのケース会議が必要となります。ケース会議では、事例に対する援助方針やキーパーソン、各機関の役割分担、連絡体制等を定めて援助内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整を行います。

その6 適切に権限行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見開始の審判の請求をすることを規定しています（第9条）。高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限行使することが必要です。

家族の意に反し措置を実施するなどの事例は数年に1回となるなど少ない頻度となることも想定されます。そういう場合でも適切に権限を発動するためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

II 身体拘束廃止に向けて

【指定介護老人福祉施設に係る基準省令（平成11年厚生省令第39号）第11条その他基準省令関係条文】→岡山県条例においても規定

「当該入所者（利用者）又は他の入所者等（利用者等）の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」

【身体拘束禁止の対象となる具体的行為】

1. ひも等を使用して身体の動きを制限する
 - (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
 - (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - (3) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - (4) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. ベルト等を使用して身体の動きを制限する。
車いすやいすからずり落ちたり、立ち上ががったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
3. ベッド柵を使用して行動を制限する。
自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
4. ミトン型の手袋等をつけて手指の動きを制限する。
点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の動きを制限するミトン型の手袋等をつける。
5. 椅子などを使用して行動を制限する。
立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
6. つなぎ服を使用して、動きを制限する。
脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる。
7. 過剰に薬を使用して行動を制限する。
行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
8. 鍵をかけた部屋に隔離する。
自分で開けることのできない居室等に隔離する。

【身体拘束が「やむを得ない」と認められる3要件】

・・全て満たしてはじめて「やむを得ない」ということができる。

1. 切迫性＝本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。
2. 非代替性＝身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
3. 一時性＝身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

以上の3要件を満たすことなく身体拘束に当たる行動制限等を行った場合、基準省令違反であり、虐待に当たるおそれもあります。

身体拘束廃止に向けてまずなすべきこと—五つの方針— ～「身体拘束ゼロへの手引き」より～

【トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む】

組織のトップである施設長や病院長、そして看護・介護部長等の責任者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することが重要です。そのためには施設長をトップとした「身体拘束廃止委員会」を設置し、施設・病院全体で身体拘束廃止に向けて現場をバックアップしてください。

【みんなで議論し、共通の意識をもつ】

身体拘束の問題は、個人それぞれの意識の問題でもあります。そのため、身体拘束の弊害をしっかり認識し、どうすれば身体拘束を廃止できるかを、トップも含めてスタッフ間で十分に議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められます。

【まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す】

個々の高齢者についてもう一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していくことが重要です。

問題行動がある場合も、そこには何らかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除くことが大切です。

【事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する】

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があります。

そのためには、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくり（手すりを付ける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなど）と、スタッフ全員で助け合える態勢づくり（対応が困難な場合について、柔軟性のある態勢の確保）が重要となります。

【常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定向に】

身体拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのか真剣に検討することが求められます。

「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「なぜ拘束されているのか」を考え、まず、いかに拘束を解除するかを検討することから始める必要があります。

基準省令において「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定向に考え、全ての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要です。

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは
どのような制度なのでしょうか？



どのような種類があるのですか？



成年後見制度
詳しく知つていただきために――

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

●判断能力が不十分になる前に→**任意後見制度**
将来、判断能力が不十分となつた場合に備えて、「誰に」、「どういった支援をしてもらつか」をあらかじめ契約により決めおく「任意後見制度」が利用できます。
（▶詳しくは7ページ）

●判断能力が不十分になつてから→**法定後見制度**
家庭裁判所によつて、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。
本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。（▶事例は2ページ）

法定後見制度の3種類			
対象となる方	後見	保佐	補助
申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市區町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる ●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に關する行為を除く） 申立てにより 与えられる ●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に關する行為を除く） ●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に關する行為を除く） ●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に關する行為を除く） ●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に關する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	判断能力が全くない方 ●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に關する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	判断能力が著しく不十分な方 ●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に關する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限	●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失つた人 ●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失つた人		

- ※ 1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
※ 2 本人が特定の行為を行つ際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人は、この同意がない本人の行為を取消することができます。
※ 3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

2 成年後見制度を利用して申立てするための Q&A

どのような場合に、法定後見制度を利用するのですか？
法定後見制度を利用した例として、次のような事例をご紹介します。

申立ては、
どこの家庭裁判所に
すればよいのですか？

本への住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。
管轄の家庭裁判所が分からない場合は最寄りの家庭裁判所に
おたずねください。

誰が、申立てをすることが
できるのですか？

申立てをできる方には、本人、配偶者、四親等内の親族（※5）
などに限られています。
その他に市区町村長が申し立てることができます。

四親等内の親族とは、主に次の方たちです。
●親・祖父母、子・孫、ひ孫
●兄弟姉妹、甥、姪
●おじ、おば、いとこ
●配偶者の親・子・兄弟姉妹

申立てに必要な書類や費用などは、どのようになっているのですか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書（※6）
- 診断書（成年後見用）（※6）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）（※7）
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）（※8）
- 郵便切手（※9）
- 本人の戸籍謄本（※10）など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

鑑定について

本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行ふことがあります。この場合、鑑定料が必要になります。

鑑定料の額は個々の事案によって異なります。
鑑定が必要となる事案では、申立ての時に鑑定料をあらかじめ納めていただくことがあります。

申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。詳しくは法テラスセンター（0570-078374）へお電話ください。

なお、経済的に余裕のない方にについては、日本司法支援センター（法テラス）による申立書作成費用及び鑑定料の立替えなど民事法律扶助の各種援助があります。詳しくは法テラスセンター（0570-078374）へお電話ください。

※6 甲紙は家庭裁判所で入手できます。また、裁判所ウェブサイト、民事手続情報サービスから入手することもできます。裏表紙をご覗ください。

※7 保険会社や補助金にご提出ください。代理権や同意権を付与する場合、これらを申立てそれにつき甲紙800円分が必要になります。

※8 申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

※9 額については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

3

2

本人の妻が後見開始の審判の申立てを行い、家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。成年後見人には妻と司法書士が選任され、妻が本人への院契約などを、司法書士が相続放棄の手続や本人の財産管理を、それを行うことになりました。

長男が保佐開始の審判の申立てをし、あわせて土地・建物を売却すること及び売却代金を保管することについての代理權付与の審判の申立て（※4）をしました。家庭裁判所の審理を経て、本人についての保佐が開始され、長男が保佐人に選任され土地売却等についての代理権も与えされました。長男は、家庭裁判所から別途申し立てた居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却することができます。

次女が保佐開始の審判の申立て（※4）をし、あわせて本人が高額な商品を購入することについての同意権付与の審判の申立て（※4）をしました。家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、次女が補助人に選任されました。次女には同意権が与えられ、本人が次女に断りなく高額な商品を購入してしまった場合には、次女がその契約を取り消すことができるようになりました。

本人は最近、訪問販売員から必要なない高価な商品をいくつも購入するなど、軽度の認知症の症状が見られるようになります。ある日、同居中の次女が外出している間に、訪問販売員に勧められ、定期預金を解約して必要な高い高額の吳服を何枚も購入していました。

補助

本人は最近、訪問販売員から必要なない高価な商品をいくつも購入するなど、軽度の認知症の症状が見られるようになります。ある日、同居中の次女が外出している間に、訪問販売員に勧められ、定期預金を解約して必要な高い高額の吳服を何枚も購入していました。

※4 保佐人に代理権を与える審判をする場合や、補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要となります。

※5 申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

※6 甲紙は家庭裁判所で入手できます。また、裁判所ウェブサイト、民事手続情報サービスから入手することもできます。裏表紙をご覗ください。

※7 保険会社や補助金にご提出ください。代理権や同意権を付与する場合、これらを申立てそれにつき甲紙800円分が必要になります。

※8 申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

※9 額については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

※10 本人の本籍地の市区町村役場でお取りください。

成年後見人ととしての責任は、申立てのきっかけとなつた問題が解決した後も続きます。（▶詳しくは6ページ）

3 成年後見人の仕事について

※以下の説明は保佐人、補助人にもあてはまります。

一般的な手続の流れ

市区町村・民間団体等

- 市區町村に設置されている地域包括支援センター、日本司法支援センター（法テラス）、成年後見制度に関する事務の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会など）に、成年後見制度を利用するための手続き、必要な書類、成年後見人になつてくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。

家庭裁判所

【手続案内】

- 後見等の開始の手続の流れや、申請に必要な書類等について、ご説明します（説明用のビデオ（DVD）も用意しております。）。



【申立て】

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。【詳しく述べ3ページ】
- 申立てのため来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。



【審問・調査・鑑定等】

- 申立て後、裁判所の職員が、申立て人、後見人候補者、本人から事情をうかがつたり、本人の親族に後見人候補者についての意見を照会することができます。また、必要に応じ、裁判官が事情をたずねるごとに（審問）もあります。
- 本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。



【審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）】

- 家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。
- 審判は、不服申立てがなければ、成年後見人等が審判書を受領してから2週間に確定します。
- 不服がある本人、配偶者、四親等内の親族（申立て人を除く。）は、この2週間の間に不服申立て（即時抗告）の手続をとることができます。ただし、誰を成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

成年後見人は、どのような方が選ばれるのですか？



※11 後見制度支援信託については、リーフレット「後見制度における利用する信託の概要」をご覧ください。リーフレットは、家庭裁判所、裁判所ウェブサイトから入手できます。

成年後見人の役割は何ですか？

- 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。
成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。
- 成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示等を受けることになります。（これを「後見監督」といいます。）

ご注意！成年後見人は本人の財産を適切に維持管理しなければなりません。

- 成年後見人は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。保佐人、補助人も、与えられた権限の範囲内で同様の義務を負っています。
そのため、たとえ本人と成年後見人との親族関係にある場合でも、あくまで「他人の財産を預かって保管している」という意識を持つて、成年後見人の仕事に取り組むことが大切です。
成年後見人が本人の財産を授機的に運用することや、自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けをすることなどは、原則として認められません。
- 成年後見人が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受けることは認められていません。
成年後見人が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事责任を問われたりすることもあります。

法務局 成年後見登記 【詳しく述べ8ページ】

成年後見人の仕事が始まります！ 【詳しく述べ5ページ】

4 任意後見制度について

成年後見人は、具体的には、次のようなことを行います

まずは

①財産目録を作る

本人の財産の状況などを明らかにして、成年後見人選任後1か月以内に、家庭裁判所に財産目録を出します。

②今後の予定を立てる

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。

日々の生活で

本人の財産を管理する

本人の預金通帳など
を管理し、収入や支出の記録を残します。



本人

成年
後見人

必要に応じ

本人に代わって契約を結ぶ
介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを、本人に代わって行います。

本人

成年
後見人

仕事の状況を

家庭裁判所に報告する
家庭裁判所に對して、成年後見人として行つた仕事の報告をし、必要な指示等を受けます(これを「後見監督」といいます)。

本人

成年
後見人

成年後見人の任期はいつまでですか？

- 通常、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで、成年後見人として責任を負うことになります。申立てのきつかなかった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりといふものではありません。
- 成年後見人を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限られます。

- ただし、補助人は、代理権が付与された特定の法律行為が完了するなどした場合、代理権や同意権を取り消す審判を申し立てるなどして、その仕事を終えることができる場合があります。
- 家庭裁判所では、成年後見人の仕事と責任についてわかりやすく説明したビデオ（DVD）も用意しております。

任意後見制度とは、どのような制度なのでですか？

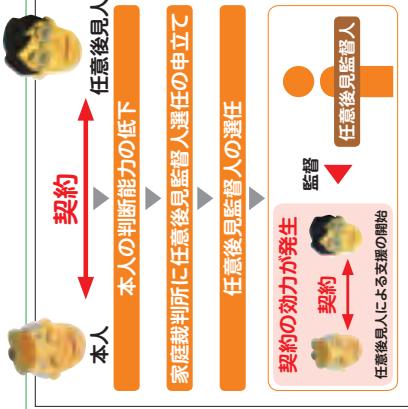
任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。



次のような費用がかかります。

- 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- 登記嘱託手数料（1,400円）
- 法務局に納付する印紙代（2,600円）
- その他（本人に交付する正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など）

任意後見契約を
結ぶためには、
どのくらいの費用が
かかるのですか？



Q
任意後見契約は
いつから効力を持つのですか？

- 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で本人の任意後見契約の効力が生じます。
- 配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などで、成年後見監督人選任の申立てをした場合は、家庭裁判所による支取の開始です。

5 成年後見登記制度について

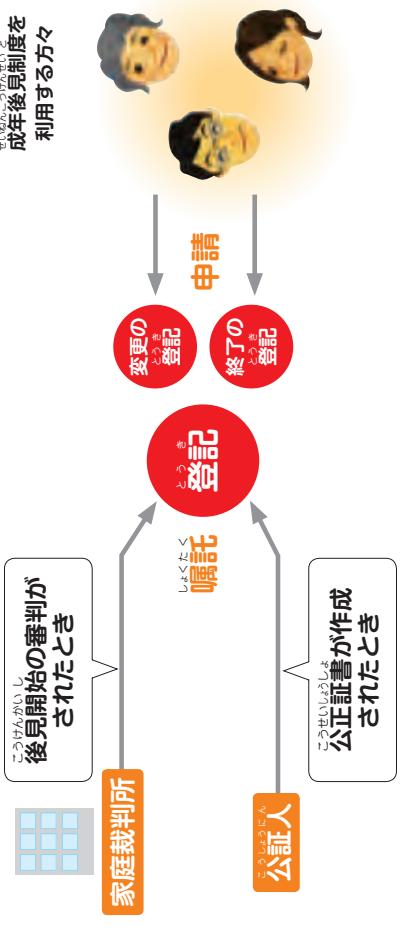
成年後見登記制度とは、どのような制度ですか？

成年後見登記制度は、成年後見人などの権限や仕事の範囲などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記書）を発行することによって登記情報を開示する制度です。

どのようにときに登記がされるのですか？

- 後見開始されたときに、家庭裁判所または公認からの嘱託によって登記されます。
登記されている本人・成年後見人など（※12）は、登記後の住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは、「変更の登記」を申請してください。また、本人の死亡などにより法定後見または任意後見が終了したときは、「終了の登記」を申請してください。（※13）
- この「変更の登記」「終了の登記」の申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。登記の申請は、申請書に記入の上、書留郵便で行なうことができます。

※12 本人（成年後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人）、成年後見人・保佐人・補助人、成年後見監督人、任意後見人、任意後見監督人
※13 この場合、必ず選任された家庭裁判所にもご連絡ください。



どのようなときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を利用できますか？

たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産を売買するときや、介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。また、成年後見（法定後見・任意後見）を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

どのように登記事項の証明書・登記記されないことの証明書の交付請求をするのですか？

交付請求できる方
登記されている本人、その配偶者・四親等内の親族、成年後見人など、一定の方に限定されています。

窓口又は郵送での請求

窓口での交付は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局（本局）の戸籍課で行っています。また、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を同封して東京法務局に郵送で請求することもできます。（※14）

請求の際は、決められた申請書に、収入印紙（手数料）（※15）を貼り、必要な書面（※16）を添えて請求してください。登記されないことの証明申請書の書き方は右ページのとおりです。
なお、証明書を交付する際には、免許証・保険証など本人確認のための資料の提示・提供が必要です。窓口で申請される場合には係員の指示に従って提示してください。
また、郵送で申請される場合には、あらかじめコピーしたものをお封する必要があります。



※14 請求先

東京法務局民事行政部後見登録課 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階
電話03-5213-1234 (代表)、03-5213-360 (ダイヤルイン)

※15 収入印紙（手数料）の額 登記記されないことの証明書……1通につき550円
※16 本人の配偶者又は四親等内の親族が証明書の交付請求をする場合には、親族関係を証する書面として戸籍謄本や住民票等を添付する必要があります。
また、本人から委任を受けた代理人が、本人に代わって証明書の請求をすることもできますが、その場合には、委任状を添付することが必要になります。

登記されていないことの証明申請書の書き方

申請書は、最寄りの法務局・地方法務局や、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) で取り寄せられます。

1 自分の証明書を申請する場合

(乙)中花子さんが自分の証明書を申請する場合

- 請求される方、証明を受ける方はいずれも花子さんとなります。
- 添付書類は不要です。

2 本人の配偶者又は四親等内の親族が申請する場合

(甲)野次男さんが父の甲野太郎さんの証明書を申請する場合

- 請求される方は秋男さん、証明を受ける方は太郎さんとなります。
- 本人との関係を証明する戸籍謄本などを添付します。

成年後見制度についてのお問い合わせ先

各市区町村の 地域包括支援センター

*法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。
*障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となりますので、ご注目ください。

日本司法支援センター 法テラス

<http://www.houterasu.or.jp/>
法的トラブルで困った時には
 **0570-078374**
* 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。
* PHS・IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
* ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。

日本公証人連合会 (TEL 03-3502-8050)

<http://www.koshonin.gr.jp/>
または
全国の公証役場

◆裁判所ウェブサイトのご案内

<http://WWW.courts.go.jp/>
裁判所 検索

◆家事手続情報サービスのご案内

0570-031840
法クシミニ機能付き電話で、音声案内に従って次のコード番号をプッシュしてください。
後見開始(案内) 5 4 0 1 / (申立書・記入例) 7 4 0 1
補助開始(案内) 5 4 0 2 / (申立書・記入例) 7 4 0 2
任意後見監督・代理人選任(案内) 5 4 0 3 / (申立書・記入例) 7 4 0 3
※PHS・IP電話の通話料金のみでご利用いただけます。(携帯電話や公衆電話等の場合には、料金が異なります。)
※PHS・IP電話からはご利用できません。

